

## 報告第2号

### 専決処分した事件の報告について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議決を得た協定の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月1日提出

淡路市長 門 康 彦

## 委任専決第2号

一般国道28号（本州四国連絡道路）と淡路市道が交差する石の寝屋跨道の耐震補修工事の施行に関する変更協定の締結に係る専決処分について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項に係る協定の変更について、専決処分する。

令和4年2月18日

淡路市長 門 康 彦

- 1 議案番号 議案第15号（令和3年3月26日議決）
- 2 当初協定年月日 令和2年3月6日
- 3 協定の目的 淡路市が管理する石の寝屋跨道橋耐震補強・補修工事
- 4 協定の金額の変更
  - (1) 議決金額（第1回変更後） 199,210,000円
  - (2) 第2回変更後金額 201,630,000円
  - (3) 議決金額からの変更金額 2,420,000円
  - (4) 増減率 1.2パーセント
- 5 協定の相手方  
兵庫県神戸市垂水区名谷町549番地  
本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 所長 磯江 浩